

お知らせ

計量器(はかり)の定期検査を実施します



問い合わせ 産業振興課商工労政担当

計量法の規定により、取引や証明に使用する「はかり」は、2年に1回定期検査を受けなければなりません。必ず検定証印または基準適合証印のあるものを使用しましょう。下記の日程で機械式はかり(ひょう量250キログラム以下のもの)の定期検査を行います。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

日時 7月1日(水)

午前10時～正午、午後1時～3時

場所 市役所北側倉庫前**費用** 検査手数料(はかりによって異なります)

※集合検査会場における検査手数料の支払いは、キャッシュレス決済のみです(入金・チャージ不可)。

持ち物 はかり(分銅・重りを含む)、検査手数料(対応キャッシュレス決済サービス)、申請書(後日、埼玉県計量検定所より送付されます。届かない場合は、担当にお問い合わせください。)

申し込み 不要(直接集合検査会場へ)**注意事項**

○電気式(デジタル式)はかりや、ひょう量250キログラムを超える機械式はかりは、別途巡回して検査を行います。

○定期検査を受検できない場合は、定期検査に代わる代検査を利用する必要があります。

○はかりは汚れを落としてきてください。

○ストッパーがある場合は、装着してお持ちください。

○検査を受けていない「はかり」は取引や証明に使用することができません。検査に合格した「はかり」には、合格シールを貼付します。

検査対象となるはかりの例

- 商品の重さを明示するために使用するもの
- 原材料の購入・製品の販売出荷のために使用するもの
- 食材等の購入のために使用するもの
- 貨物・荷物の運賃算出等に使用するもの
- 農産物、水産物の売買・出荷のために使用するもの
- 薬の調剤用に使用するもの
- 廃棄物処理業者等が、処理費用の算定に使用するもの

- 自動詰込機(自動はかり)により詰め込んだ商品の重さを最終確認するために使用するもの
- 観光農園や農産物直売所において料金算定や量目表記のために使用するもの
- 保健所(保健相談センター)、病院、学校、幼稚園、保育所、産婦人科医院等で法に定められた健康診断(体重測定)に使用するもの

イベント

第16回日高市消防団
消防操法大会

問い合わせ 危機管理課危機管理・消防・防犯担当

消防団員が日頃の訓練成果を発揮すべく、放水技術を競います。ぜひ、会場で英姿をご覧ください。

日時 6月21日(日) 午前8時30分～正午ごろ**場所** 飯能日高消防署屋外訓練場(飯能市小久保291番地)

イベント

高麗郷古民家「七夕の
つどいゆかたでどうぞ」

問い合わせ 産業振興課観光担当

七夕飾りで彩られた高麗郷古民家でおはなし会(朗読会)を開催します。

物語を聴きながら七夕のひとときを過ごしてみませんか。浴衣をお持ちの人は、ぜひ着用してお越しください。

日時 7月4日(土) 午後4時開演**場所** 高麗郷古民家

※駐車場は、高麗郷古民家臨時駐車場をご利用ください。

対象 どなたでも**出演**

朗読ボランティアグループ「日高もくせいの会」

費用・申し込み 無料・不要(直接会場へ)

広告

遺言・相続・成年後見・離婚のご相談は、地元日高市の
年中無休9時～18時 ☎042-985-7566 (行政書士 田中諭)

アイビー行政書士事務所へ

8